

契 約 書

- 1 業 務 名 神戸2合庁塵芥収集運搬業務（単価契約）（合庁分担）
- 2 業 務 場 所 神戸第2地方合同庁舎
- 3 履 行 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 契約予定金額 金 円（別紙 内訳書のとおり）
うち消費税及び地方消費税額 円
- 5 契約保証金 免 除

上記業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負条約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総 則）

- 第1条 受注者は仕様書に基づき、頭書の業務（以下「委託業務」という。）を履行しなければならない。
- 2 前項に規定する仕様書に明示されないものがあるときは、その都度、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（担当職員）

- 第2条 発注者は受注者の業務の履行について監督及び第9条に規定する業務の履行の確認を行う職員（以下「職員」という。）を受注者に通知するものとする。
- 2 担当職員は、この契約書に定められた事項の範囲内において、受注者または従事者に対する指示を行うものとする。

（注意義務）

- 第3条 受注者はこの契約の履行について、常に善良なる管理者の注意をもって維持、保守、運営をなす責を負うものとする。

（法令上の責任）

- 第4条 労働基準法・職業安定法その他関係法令上の措置は、すべて受注者において行うものとする。

（権利義務の譲渡等）

- 第5条 受注者はこの契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡または承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

（一括再委託等の禁止）

- 第6条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。
- 2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言うものとする。

（再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務）

- 第7条 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け

負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び請負金額等について記載した書面を発注者に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託使用とするときは、適用しない。

ただし、保有個人情報、個人番号、特定個人情報及び行政機関非識別加工情報を扱う業務はこの限りではない。

3 受注者は、第1項にて承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方（次条「再委託受託者」という。）の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 受注者は、前項の場合において、発注者が適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

5 第1項のなお書きの規定は、軽微な変更に該当するときは、適用しない。

（再委託受託者に対する監督）

第8条 受注者は、発注者又は監督職員が再委託受託者に、請負人に対すると同様の監督をすることができるように必要な措置をとらなければならない。

（仕様書等の解釈）

第9条 この契約書及び仕様書の内容に疑義を生じたとき又は仕様書に明記されていない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとし、受注者はその他軽微なものについては、発注者又は監督すべきことを命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）の解釈若しくは指示に従い、請負金額の範囲内をもって履行するものとする。

（委託業務の調査等）

第10条 受注者は実施した作業の内容、材料の使用及びその他の必要事項について、毎日所定の作業日誌に記録し担当職員の検査を受けなければならない。

2 発注者は必要と認めるときは、受注者に対し委託業務の処理状況について調査をし、または報告を求めることができる。

（損害賠償）

第11条 受注者の作業実施またはその結果の不完全により、発注者または第三者に損害を与えたときは、受注者がその責を負わなければならない。ただし、天災地変若しくは不可抗力等、受注者の責に帰すべからざる場合はこの限りではない。

（業務内容の変更等）

第12条 発注者は必要がある場合には、第1条に定める業務の内容を変更し、または業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額を変更する必要があると認められるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを変更するものとする。

（基準に不適合の場合の措置）

第13条 発注者は受注者の作業の実施が仕様書に適合しないと認めるときは、受注者に指示して受注者の費用負担においてその手直しをさせるものとする。

2 受注者は前項の指示を受けたときは、適切な処置をとり、その結果を発注者に報告しなければならない。

（代金の請求及び支払）

第14条 受注者は前条に定める作業完了の検査に合格後、所定の手続きに従って**1ヶ月毎**の代金を翌月に請求するものとする。

2 発注者は適正な請求書を受領したときは、その日から30日以内（以下「約定期間」と

いう。)に、別に定める分担表のとおり各入居官署においてその代金を支払うものとする。

(支払遅延)

第15条 受注者は前条の期限内に各入居官署から支払いがないときは、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の規定により、年2.5%パーセントの遅延利息を各入居官署に請求することができる。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(臨機の措置)

第16条 受注者は損害防止等のため特に必要と認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合においては、受注者はそのとった措置について、遅滞なく担当職員に報告しなければならない。

3 第1項の措置に要した経費の負担については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(契約の解除等)

第17条 下記各号の一に該当するときは、発注者はこの契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 受注者から解約の申出があったとき。

(2) 受注者が第5条及び第6条の規定に違反したとき。

(3) 前号のほか、受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。

(4) この契約の履行について、受注者またはその代理人若しくは使用人等が不正の行為をし、またはこれらの者が発注者の行う検査若しくは監督を妨げ、若しくは妨げたようとしたとき。

(5) 受注者が破産の宣告を受け、または無能力者となり、若しくは居所不明となったとき。

2 前項第1号から第4号までの場合において、受注者は違約金として解約部分に対する契約金額の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第1号の場合において、受注者の責めに帰することのできない事由があるときはこの限りでない。

3 第15条第2項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、第2項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

(違約金)

第18条 受注者の責に帰すべき理由により発注者が契約を解除したときは、受注者は契約金額に契約期間の残日数を乗じた額の10分の1を違約金として、発注者にその指定する期限までに納入しなければならない。

2 発注者の責に帰すべき理由により受注者が契約を解除したときは、発注者は前項に準じて受注者に違約金を支払わなければならない。

(秘密の保持)

第19条 受注者は業務履行中に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(従業者に対する補償)

第20条 受注者の従業者が業務の履行のため事故等により負傷し、または死亡することがあっても、発注者はこれに対し補償等一切の責任を負わないものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第21条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の

請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（契約に定めのない事項）

第22条 この契約に定めのない事項、またはこの契約について疑義を生じた事項は発注者と受注者が協議して定めるものとする。

以上、契約を証するためこの証書2通を作成し、発注者と受注者は各1通を保有する。

令和7年4月1日

発注者	住 所	兵庫県神戸市中央区波止場町1番1号
	氏 名	神戸第2地方合同庁舎所管庁 支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 楢本 浩司

受注者	住 所	
	氏 名	

内 訳 書						
品目	規格	単位	予定数量	単価	予定合価	備考
可燃ごみ	45L	袋	8,600			
資源ごみ	45L	袋	1,900			
粗大不燃ごみ	45L	袋	200			
カセットボンベ・スプレー缶	30L	袋	10			
合計（消費税相当額を含む）						